概要版

第２次

宝塚市男女共同参画プラン

～すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざして～

平成 28 年（2016 年）3 月

宝 塚 市

基本理念

社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち
すべての人が性別にとらわれず、自分らしく生き生きと暮らせるまち
各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち
性の多様性が尊重されるまち

本市は、このような男女共同参画社会を目指します。

・・・男女共同参画社会って何だろう？

「男女共同参画社会」と聞いて、どのような社会を想像しますか？
身近な、学校、家庭、地域、職場で、次のようなことがないか考えてみましょう。

学校では・・・

「女の子だから」
「男の子だから」
と言って、子どもの可能性の芽をつみ取っていませんか？

性別に関わりなく、リーダーの役割を担い、多様な進路を選択するなど、一人ひとりの個性を大切にした教育が求められています。

職場では・・・

女性の役割を固定的に考えていませんか？
男性は家庭生活とのバランスはとれていますか？

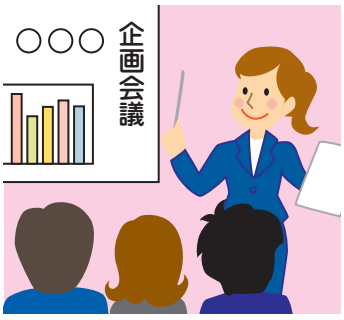

女性も個人の能力を発揮するとともに、男女が共に仕事と家庭の両立ができる生活（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

地域では・・・

地域活動の中で、男性が要職につくべき、リーダーになるべきと決めつけていませんか？

男女が共に要職につき、リーダーとして活躍し、一人ひとりの意見が尊重される地域活動が求められています。男女が共に積極的に参画することが大切です。

家庭では・・・

仕事と家庭（家事、育児、介護など）での役割について、男女で分担を決めつけていませんか？

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家族で家事や育児、介護を支え合うことが求められています。

計画策定の基本的考え方

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年 (1999 年)）に基づき、平成 18 年（2006 年）に「宝塚市男女共同参画プラン」(以下「男女共同参画プラン」といいます。) を策定しました。平成 13 年 (2001 年) には、「ＤＶ防止法＊1」が制定され、本市でも平成 23 年 (2011 年) に「宝塚市ＤＶ対策基本計画」(以下「ＤＶ対策基本計画」といいます。) を策定し、ＤＶに関する体制整備が大きく進みました。また最近では全国的に少子高齢化が急速に進展する中、人材の多様性を進めるため、平成 27 年（2015 年）8 月に「女性活躍推進法＊2」が制定され、女性の職業生活における活躍の必要性が高まっています。

このプランは、男女共同参画プランとＤＶ対策基本計画の計画期間満了に伴い、国内外の男女共同参画をめぐる社会状況の変化や、本市における状況を勘案し、両計画の成果と課題の検証結果に基づく見直しを行い、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進するために策定するものです。

＊1　配偶者からの暴力[1] の防止及び被害者の保護等に関する法律
＊2　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[2]

計画の位置付け

このプランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画に該当する、本市における男女共同参画社会実現のための総合的な計画であり、「宝塚市男女共同参画推進条例」（平成 14 年 (2002 年)）に基づく基本計画として、男女共同参画プランを継続、発展させるものです。

また、**本計画の基本方針 II の施策の方向 1 から 5 までの部分は、「DV 防止法」に基づく市町村基本計画**に、**本計画の基本方針 III は「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画**に該当するものです。

計画の期間

このプランの計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。「個別事業」は前期 5 年間とし、後期の「個別事業」は平成 32 年度（2020 年度）に改めてとりまとめます。

1　配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった配偶者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為の強要等の性的暴力、子どもを利用した暴力が含まれます。

2　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進することを目的に、平成 27 年（2015 年）8 月に成立した法律のこと。

基本方針Ⅰ　男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

社会における「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や女性に対する差別を解消するためには、まだ多くの課題があります。

女性も男性も自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる多様性に富んだ豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、低年齢からの保育・教育、学校での教育や社会教育等の学習機会を通じて、男女共同参画に関する理解が深まるよう、取組を進めます。

また、国際婦人年の第１回世界女性会議における「平等・開発・平和」の理念の下、平和や反暴力の理念に基づいた平和に関する啓発活動を通じて、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

■ 施策の方向	■ 個別事業例
(1)　男女共同参画に関する理解の浸透	● 入札参加資格者名簿登録業者への意識啓発 ● 男女共同参画に関する啓発講座 ● 平和に関する啓発事業　など
(2)　男女共同参画に関する子どもの教育の推進	● 教育、保育関係者の研修の充実 ● 家庭教育推進事業 ● 理工系分野への進路選択を可能にするイメージづくり　など

基本方針Ⅱ　女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下の平等がうたわれており、男女の人権尊重は、人が心豊かに生きていく上での基盤となるものです。しかしながら、現実にはDVやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などが重大な社会問題となっています。

DVを許さない社会づくりの実現に向けて取り組むとともに、性的マイノリティやひとり親家庭、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な困難を抱えたあらゆる人の人権尊重を基盤にした地域社会の実現に取り組みます。

■ 施策の方向	■ 個別事業例
(1)　ＤＶを許さない社会づくり	● ＤＶ防止セミナー等の開催 ● デートＤＶ予防教室の実施　など
(2)　ＤＶ相談体制の充実と早期発見・通報	● 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ● 相談窓口の市民等への周知　など
(3)　ＤＶ被害者の安全確保	●「ＤＶ被害者等対応マニュアル」に基づくＤＶ被害者の安全確保 ● 警察との連携　など

(4)　ＤＶ被害者の自立支援	● 手続きの一元化 ● ＤＶ被害者への同行支援 ● 心理的ケアの充実　など
(5)　ＤＶ対策の推進体制	● 関係機関との連携 ● 市職員への研修の実施　など
(6)　セクシュアル・ハラスメント[3]や児童虐待等の防止	● 雇用セミナー ● 性暴力防止に関する学習・啓発 ● 児童虐待防止に関する啓発　など
(7)　リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[4]と健康づくりの推進	● リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発 ● 母親学級・父親学級 (両親学級) ● ＨＩＶ／エイズ・性感染症に関する啓発　など
(8)　性的マイノリティ[5]の人権の尊重	●「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づく取組の推進 ● 公文書等の性別表記の見直し
(9)　ひとり親家庭への支援	● 児童扶養手当 ● ひとり親家庭相談　など
(10) 高齢者・障がいのある人・外国人等への生活支援	● 包括的支援事業 ● 障がいのある人の権利擁護事業 ● 外国人のための相談及び情報提供　など

3　セクシュアル・ハラスメント
相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、仕事などをする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返したりすることによって就業環境などを著しく悪化させることで、雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員と利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものです。

4　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
「性と生殖に関する女性の健康／権利」のことです。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、お互いに理解のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

5　性的マイノリティ
性同一性障がい（生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で一致しないこと)、同性愛、バイセクシュアル (同性を好きになったり異性を好きになったりする人や、相手の性別にこだわらない人)、インターセックス (先天的に身体上の性別が不明確なこと) の人々など。

基本方針 III　ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり

急激な人口減少と少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会を創ることは喫緊の課題です。国では、女性活躍推進法の下、職業生活における女性の活躍推進に取り組むこととなっています。

女性も男性も育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、長時間労働等の男性型の働き方等の見直しのための取組や、子育て・介護の支援の充実等により、市民、事業者とも連携・協力しながらワーク・ライフ・バランスを推進します。

■ 施策の方向	■ 個別事業例
(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進	● ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座 ● 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進 ● 女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」の推進 など
(2) 女性の労働環境の整備と支援	● 農業従事者に対する啓発 ● チャレンジ支援コーナーの充実 ● 起業相談　など
(3) 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進	● 男性の家事・育児・介護への主体的な関わりを促す学習 ● 男性グループへの支援及び連携　など
(4) 子育て・介護支援の充実	● 保育施策の推進 ● ファミリーサポートセンター事業 ● ゴールドプラン 21 の推進　など
(5) あらゆる分野への女性の活躍促進	● 審議会等委員への女性の参画促進 ● 女性職員の管理職への登用の推進 ● 地域における男女共同参画推進リーダーの育成　など

基本方針 IV　男女共同参画社会実現のための総合的推進

本市の取組を着実に進めるため、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を企画・立案・実施するとともに、市自らが男女共同参画推進の牽引役を果たすなど、市役所が一体となって取り組みます。男女共同参画センターの運営については、男女共同参画社会実現のための拠点としての機能をさらに充実させます。また、計画をより一層推進するため、数値目標の設定、その達成状況の把握など、計画のより着実な進行管理を行い、広く公表します。

■ 施策の方向	■ 個別事業例
(1) 市民・事業所等との連携による施策の推進	● 目標達成状況の検証 ● 市民意識調査　など
(2) 男女共同参画センターの充実	● 男女共同参画センターの拠点機能の充実 ● 男女共同参画センターの運営への市民参画の促進 ● 情報・図書コーナーの充実　など
(3) 庁内推進体制の充実	● 市職員研修の充実 ● 職域において性別に偏らない採用の推進 ● 男女共同参画推進リーダーの配置・活用　など

施策体系表

基本方針	施策の方向	主要な施策（★：重点施策）		
Ⅰ 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する理解の浸透	★	①	男女共同参画に関する啓発活動の充実
			②	女性自らの意識の向上と能力開発
	(2) 男女共同参画に関する子どもの教育の推進		①	個性尊重を基盤とした男女平等のための教育・保育の推進
			②	自由な選択を促す進路指導
Ⅱ 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重	(1) DV を許さない社会づくり		①	教育・啓発の推進
			②	DV に関する調査・研究
	(2) DV 相談体制の充実と早期発見・通報	★	①	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
			②	早期発見・通報のための啓発の推進
	(3) DV 被害者の安全確保		①	緊急時におけるＤＶ被害者の安全確保の強化
	(4) DV 被害者の自立支援		①	手続きの一元化の推進
			②	生活の支援
			③	子どもに対する支援
	(5) DV 対策の推進体制		①	関係機関及び市役所内における連携
			②	DV 被害者支援に関わる人材育成
	(6) セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止		①	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止
			②	子どもへの性暴力や児童虐待等の防止
	(7) リプロダクティブ・ヘルス/ライツと健康づくりの推進		①	リプロダクティブ・ヘルス / ライツの尊重
			②	健康保持のための医療・保健サービスと相談機能の充実
	(8) 性的マイノリティの人権の尊重	★	①	性的マイノリティに関する理解の浸透
	(9) ひとり親家庭への支援		①	ひとり親家庭の自立と生活安定の推進
	(10) 高齢者・障がいのある人・外国人等への生活支援		①	高齢者・障がいのある人・外国人等への生活支援
Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進	★	①	男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進
			②	市自らの取組
	(2) 女性の労働環境の整備と支援		①	非正規雇用の労働環境の改善
			②	女性の雇用・就業・起業等のための支援
	(3) 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進	★	①	男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進
	(4) 子育て・介護支援の充実		①	子育て支援策の充実
			②	介護支援策の充実
	(5) あらゆる分野への女性の活躍促進		①	政策・方針決定の場への女性の参画の促進
		★	②	様々な分野における女性の参画の促進
Ⅳ 男女共同参画社会実現のための総合的推進	(1) 市民・事業所等との連携による施策の推進		①	計画の進行管理
			②	市民意識調査や事業所等における課題の研究
	(2) 男女共同参画センターの充実		①	男女共同参画センターの拠点機能の充実
	(3) 庁内推進体制の充実		①	男女共同参画推進審議会等の機能の充実
		★	②	市自らの男女共同参画の推進

重点施策

① 男女共同参画に関する啓発活動の充実

女性も男性も性別にとらわれず、自分らしく各々の個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画のさらなる推進を図るため、男女共同参画の理解を進める学習や啓発の機会を提供します。

② 配偶者暴力相談支援センター機能の充実

ＤＶ被害者の個人情報の遵守のもと、相談から自立まで、安心して支援が受けられる体制を整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

③ 性的マイノリティに関する理解の浸透

性の多様性を認識し尊重していくため、性的マイノリティに関する学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場、地域社会などにおける理解の浸透を図ります。

④ 男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進

仕事と生活の調和がとれた豊かな地域社会を目指して、市民や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解の浸透と啓発活動を推進します。

⑤ 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進

女性が出産・育児・介護等の理由によって仕事を断念することがなく、各々の個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現のため、男性が積極的に家事・育児・介護等を担うよう啓発を進めます。

⑥ 様々な分野における女性の参画の促進

様々な分野における女性の参画を促進するため、「地域における男女共同参画推進リーダー」の設置・活用に向けて取り組むほか、防災・災害復興等の施策について、女性の視点を重視し、女性の参画を進めます。

⑦ 市自らの男女共同参画の推進

男女共同参画に関する研修の充実により職員全体の意識啓発を図るとともに、男女共同参画推進リーダーの役割のさらなる充実と実効性を高め、女性職員のさらなる参画の下、全庁的に男女共同参画を推進します。

数値目標（抜粋）

指　　標	現状数値	目標数値（前期）（H33.3.31時点）
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	50.1%	60%
男女共同参画センター主催講座の参加者数（年間）	1,532人	2,000人
事業所に対する出前講座の実施回数（年間）	2回	5回
ＤＶ相談室における相談件数（年間）	317件	増加
性的マイノリティに関する市民啓発事業の開催回数（年間）	2回	4回
ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数（年間）	0回	1回
男女共同参画センターにおける男性対象講座の参加者数と定員充足率（年間）	11人 12.2%	90人 100%
市役所の管理職に占める女性の割合	22.0%	30%
地域における男女共同参画推進リーダーの人数	0人	10人
男女共同参画センター利用者総数に占める男性の割合	21%	25%
性的マイノリティに関する職員研修の開催回数（年間）	2回	6回
特定事業主行動計画に掲げる数値目標（男性の育児休暇取得率）	2.9%	10%

＜発　行＞
宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課
〒665-8665 宝塚市東洋町１番１号　電話：0797-71-1141（代表）　FAX：0797-77-2171
E-mail：m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp